

「ふく恋」マスコットキャラクターデザイン 募集要項

1 趣旨

「ふく恋」は、令和2年11月22日に開設した「ふくい婚活サポートセンター」の愛称です。福井県内での結婚を希望する方の活動を応援するために設立された「ふくい結婚応援協議会」が運営しており、現在約950人の方が会員登録をされています。

「ふく恋」においては、独身の方を対象としたAIを使ったマッチングシステムの運用や会員向けイベント、また、広域的な婚活イベントを開催します。

このたび、「ふく恋」の活動を県民の方に広く知っていただくため、多くの方に親しまれるキャラクターのデザインを募集します。

2 主催

ふくい結婚応援協議会

(事務局) 福井県地域戦略部県民活躍課内

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0362 (直通)

FAX：0776-20-0632

E-mail：kenkatsu@pref.fukui.lg.jp

3 募集内容

次の要件を満たすマスコットキャラクターのデザインを募集します。

- ・自作の未発表作品であること
- ・他のキャラクターと差別化が図れるようなオリジナリティーがあり、広く親しみを感じるようなキャラクターであること
- ・広報活動に活用するにあたり、汎用性・展開性が高いもの
- ・他のコンテストに応募しているものではないこと
- ・「ふく恋」のロゴマークがキャラクターのどこかに表示されていること
(ロゴマークのデザイン変更は不可)
- ・平面制作物(白黒を含む各種印刷物、ホームページ等)および立体制作物(着ぐるみ等)に耐えうるデザインであること。(グラデーションは不可)
- ・公序良俗、誹謗中傷、著作権その他第三者の権利を侵害しているものや、その他法令に反するものでないこと

4 募集期間

令和3年9月24日(金)～令和3年10月25日(月) 17:00必着

5 応募資格

どなたでも応募できます。(未成年の場合は、保護者の同意が必要です。)

6 参加費

無料

7 応募方法

(1) 指定の応募用紙(A4縦)の枠内または縦横15センチメートルの枠内に、カラーで作品を描画してください。

※応募数に制限はありません。(応募用紙1枚につき作品1点)

※応募用紙は下記URLからダウンロードできます

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/character.html>

(2) 応募用紙に氏名(ふりがな)・年齢・住所・電話番号・メールアドレスのほか、キャラクターの説明(100字以内)を記載してください。

(3) 次の①または②の方法で応募してください。

①郵送

封筒に【「ふく恋」キャラクター応募】と朱書きで明記の上、作品を折り曲げずに送付してください。

②電子メール

メールタイトルは【「ふく恋」キャラクター公募】とし、メール本文に上記

(2)の事項を明記し、作品データを添付して送付してください。

データ : jpeg、png形式のファイル、5MB以内

8 応募先・問合せ先

主催に同じ

9 表彰および作品の活用

応募作品は、審査の上最優秀賞1点を決定し、5万円相当の副賞を添えて表彰します。

発表は、該当者に直接通知するほか、福井県のホームページにおいて発表します。

発表にあたっては、採用者の住所(市町村まで)、氏名、年齢を公表します。

10 注意事項

(1) 応募作品は返却しません。

(2) 審査当日までの応募作品管理はふくい結婚応援協議会が行います。

(3) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。

(4) 応募作品の著作権、商標権、その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、

すべて応募者の責任となります。

- (5) 採用作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に規定する権利を含む。）その他の一切の権利はふくい結婚応援協議会に帰属するものとし、採用者は著作者人格権を行使できないものとします。
- (6) 採用作品の使用にあたっては、必要に応じて補作、修作する場合があります。
- (7) 採用作品は、以後、ふくい結婚応援協議会の広報活動にあたり、自由に使用できるものとします。
- (8) 応募者の個人情報の取り扱いについては、応募作品の審査、採用通知および採用作品の公表にのみ使用し、その他の目的で使用することはありません（採用作品および作者名等はウェブサイト等で公表予定です）
- (9) 採用決定後に、既に発表されているものと同一または類似の作品であることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- (10) 未成年者による応募の場合は、親権者の同意書が必要になります。応募用紙の「保護者同意欄」に親権者が署名・捺印のうえ、ご応募ください。
- (11) 選考の結果、キャラクターとしてふさわしいものがない場合は、「採用作品該当なし」とする場合があります。
- (12) 募集要項に取り決めのない事項については、ふくい結婚応援協議会の判断により決定します。
- (13) 作品選考に関するお問合せは受け付けません。
- (14) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。